

令和8年度（令和9年度整備）

佐世保市障がい福祉施設整備事業者の募集について

1 概要

「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」は、国の交付要綱に基づき、社会福祉法人等が行う障がい福祉サービス事業所等の施設整備に要する対象経費の3/4（国：1/2、市：1/4）の補助を行う国庫補助制度で、当該国庫補助に係る佐世保市内の施設整備事業を募集するものです。

※令和5年度にこども家庭庁が創設されたことに伴い、障がい児にかかる施設整備補助事業は「次世代育成支援対策施設整備交付金」に移管されました。

2 整備対象について

整備については、緊急性・必要性を考慮し、以下のものを整備対象とします。ただし、本市の障がい福祉事業に効果的な整備対象を選定するため、佐世保市及び佐世保市地域自立支援協議会の事業採択審査の結果によっては、不採択となる場合があります。また、市の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる場合もありますのであらかじめご了承ください。

- （1）障がい児に対応した短期入所施設にかかる整備、障がい児が利用できる短期入所サービスを付随的に行うための施設の新設、改築等に係る整備
- （2）身体障がい者、重度心身障がい者を積極的に受け入れることを目的とする、グループホームの新設、バリアフリー化を実現するための改築等に係る整備
- （3）災害時の施設利用者の安全安心を確保するための整備
- （4）この他、緊急的な対応又は本市における社会資源の充実を図るための整備

※公平性及び機会均等の観点から、1事業所につき1つの申請を受け付けることとします。

※（1）～（4）に当てはまらない整備については、申請を受け付けられませんのでご注意ください。

※複数の応募があった場合は、原則、事業採択審査の中で最も優先度の高い事業のみを対象とします。

3 補助対象外経費

次の経費は補助の対象となりません。

- ・土地の買収、整地に要する費用
- ・職員の宿舎に要する費用
- ・その他国の要綱で定める対象経費以外のもの

4 提出書類

別紙提出書類一覧のとおり。なお、提出後の内容変更は原則認めません。

5 提出期限

令和8年8月31日(月) 17時必着

6 提出方法

事前にご連絡のうえ、障がい福祉課へ持参もしくは郵送にてご提出ください。

7 補助金交付までの主な流れ(予定)

年 月	内 容
令和8年8月31日	書類提出締切
同年9月～10月	書類審査・ヒアリング・現地調査等
同年11月	2次審査及び審査結果通知
同年11月～12月	市における予算査定
同年12月～	市にて選定した対象事業の国庫補助協議書作成(追加資料の提出依頼あり)
令和9年3月～4月	国庫補助協議
同年6月～7月	国庫補助内示
同年8月	国庫補助金交付決定
同年9月	建築工事にかかる入札、契約等
同年10月	工事着工
令和10年3月	工事完成、各種行政検査、実績報告提出
同年4月	補助金の交付(施設運用開始)

8 留意事項

- ・整備計画は単年度とし、年度内に完了検査まで終了予定のものが対象です。すでに整備に着手しているものは対象外となります。また、交付決定前に事業に着手したものは、国庫補助の内示があった場合でも対象外となります。
- ・原則として、申請時点で整備予定地が未定もしくは各種法令等の規制に対する許可等を得ていないものの場合は、申請を受け付けられません。(例：市街化調整区域、農業振興地域等)
また、申請事業に関し、建築基準や指定障害福祉サービス事業に係る指定基準等に適合しているかを事前に確認していないものについては、申請を受け付けられません。
- ・提出された書類に基づき、佐世保市及び佐世保市地域自立支援協議会で事業採択審査を行います。
書類審査のほか、佐世保市地域自立支援協議会にて、申請事業所から整備事業について説明(プレゼンテーション)をしていただきます。
- ・審査の途中で必要に応じてヒアリングを行う場合や、補足資料の提出、調査等を求める場合があります。

- ・事業採択審査を行った結果、原則、**整備の優先度が最も高い事業として審査を通過した事業のみ**佐世保市から国へ国庫補助金の申請に関する協議を行います。
また、事業採択審査の結果、**すべての事業が不採択になる場合があります**のでご了承ください。国との補助協議の結果、国庫補助対象事業として採択されない場合は、佐世保市は事業を不採択とします。
- ・国との協議の結果、補助金の内示額が協議額に比して減額される場合は、市負担分の補助金もあわせて減額します。
- ・施設の整備工事のために締結する契約については、佐世保市が行う契約手続きの取り扱いに準拠する必要がありますので、佐世保市指定の指名業者から入札等を行うこととなります。
- ・補助金の交付は、竣工及び実績報告書受領後となりますので、十分な資金計画を立ててください。
- ・本事業の補助を受けて整備した施設等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により処分制限（補助金の返還等）がかかります。また、整備後利用定員を減ずる場合、国の承諾が必要になります。
- ・現時点では令和9年度整備の国庫補助基準額等が示されていないので、便宜的に令和8年度整備の補助基準額等を参照してください。なお、補助基準額等は今後改定される可能性がありますのでご注意ください。
- ・特定の区分（大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、老朽民間社会福祉施設整備、応急仮施設整備 など）においては、交付要綱に加えて国の通知による条件等がありますので、該当する場合や確認が必要な場合はお問い合わせください。また、その際は国への確認に時間を要することがありますので、ご了承ください。
- ・事業詳細は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び関係通知をご参照ください。
- ・指定就労継続支援 B 型事業所の新設や定員増については、指定調整がある場合がありますのでご注意ください。詳細については「佐世保市における就労継続支援 B 型事業所の指定調整について（指定就労継続支援 B 型事業所の指定調整の解除について）」（ホームページに掲載中）をご覧ください。
- ・「佐世保市暴力団排除条例」に基づき、事実確認のため長崎県警察本部へ申請者情報に関する照会を行う場合があります。

●問い合わせ・提出先

佐世保市高砂町5番1号

佐世保市中央保健福祉センター1階

障がい福祉課 庶務係

TEL（代表）0956-24-1111

（内線）5101